

平成 14 年 5 月 13 日

各 位

不動産投信発行者名

日本プライムリアルティ投資法人

代表者名

執行役員 金子 博人

問合せ先

資産運用会社

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

取締役財務部長 真木 剛

TEL. 03-3516-1591

公募新投資口の追加発行に関する役員会決議及び投資口の売出しのお知らせ

日本プライムリアルティ投資法人（以下、本投資法人）は、株式会社東京証券取引所（以下、東京証券取引所）への上場を目指し鋭意準備を進めてまいりましたが、平成 14 年 5 月 13 日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の投資証券の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場に伴う本投資法人の新投資口の追加発行に関し、下記 1. の通り決議し、下記 1 の追加発行にかかる新投資口の募集及び下記 2. の投資口の売出しのための有価証券届出書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募新投資口発行の件

- | | |
|---------------|--|
| (1) 投資法人の名称 | 日本プライムリアルティ投資法人 |
| (2) 投資証券の形態 | 記名式無額面クロ・ズド・エンド型投資証券 |
| (3) 追加発行新投資口数 | 134,000 口 |
| (4) 発行価額の総額 | 268 億円 |
| | (注) 発行価額の総額は、本日現在における見込み額。 |
| (5) 発行価格 | 未定 |
| (6) 募集方法 | 公募とし、みずほ証券株式会社、メリルリンチ日本証券株式会社、野村證券株式会社、日興ソロモン・スミス・バーニー証券会社、大和証券エスエムピーシー株式会社、UFJ キャピタルマーケット |

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

証券株式会社、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、国際証券株式会社、コスモ証券株式会社、東洋証券株式会社に全投資口を買取引受させる。

なお、一般募集における発行価格は、平成 14 年 5 月 27 日（月曜日）に仮条件を提示し当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成 14 年 6 月 6 日（木曜日）に決定するものとする。

- (7) 申込口数単位 1 口以上 1 口単位
- (8) 申込期間 平成 14 年 6 月 7 日（金曜日）より
平成 14 年 6 月 11 日（火曜日）まで
- (9) 払込期日 平成 14 年 6 月 13 日（木曜日）
- (10) 投資証券交付日 平成 14 年 6 月 14 日（金曜日）
- (11) 金銭の分配の起算日 平成 13 年 9 月 14 日（金曜日）（本投資法人成立日）
- (12) 発行価格、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する役員会において決定する。
- (13) 前記各号については、証券取引法における届出の効力発生を条件とする。

2. 投資口売出しの件

- (1) 投資法人の名称 日本プライムリアルティ投資法人
- (2) 投資証券の形態 記名式無額面クロ・ズド・エンド型投資証券
- (3) 売出投資口数 48,000 口
- (4) 売出価額の総額 96 億円
(注) 売出価額の総額は、本日現在における見込み額。
- (5) 売出価格 未定
- (6) 売出人 東京都新宿区西新宿一丁目 7 番 3 号 朝日生命保険相互会社
- (7) 売出方法 一般投資家に対する売出しとし、みずほ証券株式会社に全投資口を買取引受させる。
なお、本売出しにおける売出価格は、平成 14 年 5 月 27 日（月曜日）に仮条件を提示し当該仮条件に基づいて需要状況等を勘案した上で、平成 14 年 6 月 6 日（木曜日）に決定するものとする。
但し、売出価格は、新投資口の募集における新投資口の発行価格と同一とする。
- (8) 申込口数単位 1 口以上 1 口単位
- (9) 申込期間 平成 14 年 6 月 7 日（金曜日）より

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

平成 14 年 6 月 11 日（火曜日）まで

- (10) 受渡期日 平成 14 年 6 月 14 日（金曜日）
- (11) 金銭の分配の起算日 平成 13 年 9 月 14 日（金曜日）（本投資法人成立日）
- (12) 前記各号については、証券取引法における届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

【ご参考】

1．本募集及び本売出しの概要

- (1) 追加発行新投資口数 134,000 口
 売出投資口数 48,000 口
- (2) 需要の申告期間 平成 14 年 5 月 29 日（水曜日）より
 平成 14 年 6 月 5 日（水曜日）まで
- (3) 価格決定日 平成 14 年 6 月 6 日（木曜日）

（注）発行価格及び売出価格は、東京証券取引所の定める「不動産投資信託証券の上場前の公募又は売出しに関する規則」第 2 条で準用される「上場前の公募又は売出し等に関する規則」第 3 条の 2 に規定するブックビルディング方式（投資口の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、投資口に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいいます。）によって決定します。

- (4) 申込期間 平成 14 年 6 月 7 日（金曜日）より
 平成 14 年 6 月 11 日（火曜日）まで
- (5) 新投資口払込期日 平成 14 年 6 月 13 日（木曜日）
- (6) 投資証券受渡期日 平成 14 年 6 月 14 日（金曜日）
 （上場予定日）
- (7) 金銭の分配の起算日 平成 13 年 9 月 14 日（金曜日）（本投資法人成立日）

2．今回の投資口の追加発行による発行済投資口総数の推移

| | |
|------------------|-----------|
| 現在の発行済投資口総数 | 155,600 口 |
| 今回の新投資口発行口数 | 134,000 口 |
| 新投資口発行後の発行済投資口総数 | 289,600 口 |

3．手取金の使途

本募集による手取金については、本投資法人の短期借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。）の取得資金等に充当します。

4．投資主への利益分配等

- (1) 分配方針 利益分の分配は、本投資法人の規約に定める金銭の分配の方針によるものとします。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

利益を超えた金銭の分配は、現時点では行わない予定です。

(2) 過去の分配状況

該当事項はありません。(第1期計算期間[平成13年9月14日から平成14年6月30日まで]に係る決算は確定していないため、分配の実績はありません。)

5. 販売方針等

(1) 販売方針

引受人は、各社の定める販売に関する社内規定等に従い、発行価格(売出価格)又はそれ以上の価格で需要の申告を行った投資家の中から、原則として需要申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で、販売先及び販売投資口数を決定する方針です。

また、需要の申告を行わなかった投資家に対しても、東京証券取引所の「不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例」(以下「上場規程の特例」といいます。)に定める投資主数基準の充足、上場後の本投資証券の流通性の確保等を勘案し、販売が行われることがあります。

(2) 追加発行制限

本投資法人は、本募集及び本売出しに関し、主幹事会社であるみずほ証券株式会社及びメリルリンチ日本証券株式会社(以下、両社を「共同主幹事会社」といいます。)との間で、上場(売買開始)日から3か月間は、投資口の追加発行を行わないことに合意しています。なお、上記の場合においても、共同主幹事会社は、その両社の同意があった場合、その裁量で当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

(3) 売却制限

本募集及び本売出し前から本投資法人の投資口を所有している以下の投資主は、共同主幹事会社に対して、上場(売買開始)日から6か月間、本募集及び本売出し前から所有している本投資法人の投資口を売却しない旨を約束しています。なお、上記の場合においても、共同主幹事会社は、その両社の同意があった場合、その裁量で当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

| 投資主の名称 | 保有口数(口) | 本募集・ 本売出し後 保有比率(%) |
|---------------------------------|---------|--------------------------|
| 東京建物株式会社 | 48,000 | 16.57 |
| 安田生命保険相互会社 | 48,000 | 16.57 |
| 安田不動産株式会社 | 10,000 | 3.45 |
| 大成建設株式会社 | 1,500 | 0.52 |
| 株式会社東京リアルティ ・インベストメント・マネジメント | 100 | 0.03 |
| 合計 | 107,600 | 37.15 |

(注)本募集・本売出し後保有比率とは、本募集及び本売出し後の投資口総数(289,600口)に対する各投資主の保有口数の比率をいい、小数第3位を四捨五入して記載しています。

以上

本資料は、兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。